

## 就学援助申請書兼世帯票(委任状・口座振込依頼書)

時津町教育委員会 様

## 1. 申請・同意及び請求受領委任

・令和6年度において、『3. 申請理由・住居の状況』により就学援助を申請します。  
 ・就学援助の事務に必要な申請者及び世帯員の住民基本台帳情報、町民税の課税状況について時津町教育委員会が確認することに全員の承諾を得た上で同意します。  
 ・就学援助が認定された場合、就学援助の請求及び体育実技用具費・修学旅行費の受領は学校長に委任します。ただし、学用品費、通学用品費、校外活動費及び新入学用品費は、下記の金融機関の口座に振り込んでいただきますよう依頼します。

申請日： 年 月 日

申請者(保護者)氏名：

電話番号：

住所： 時津町 郷 番地

## 2. 家族構成(生計同一の方は全て記入してください。)

(令和6年4月1日現在で記入してください。)

氏名		続柄	生年月日	職業勤務先、学校名・学年
対象児童生徒	1		・	学校 年生
	2		・	学校 年生
	3		・	学校 年生
	4		・	学校 年生
その他の家族	5	申請者	・	
	6		・	
	7		・	
	8		・	

## 3. 申請理由・住居の状況(該当理由の番号に○印をつけてください。)

申請理由		住居の状況
要保護	(1)生活保護を受けている	
準要保護	(2)世帯全員の収入が少ないため、生活が苦しく学費の支払いに困っている (3)天災等で町県民税・個人事業税・固定資産税・国民年金保険料が減免された (4)その他、特別な事情により生活が苦しい この場合の理由： .....	(5)持家 (6)借家 家賃月額 ( 円)

## 4. 振込先

振込先	金融機関	銀行	支店
	口座種別・口座番号	1. 普通 2. 当座	
	フリガナ		
	口座名義		

## 【学校長報告】

就学援助が必要と思われる児童生徒として報告します。

年 月 日

校長名

学校受付印

◎申出書に記入漏れがある場合は認定審査ができませんので、一旦返却させていただきます。

◎虚偽の申請をした場合は、支給停止や認定取り消しとなる場合があります。

※5月までに申請される方は、前年中の収入が分かる書類を添付してください。6月以降に申請される場合、収入が分かる書類の添付は原則不要となります。詳しくは『就学援助制度のお知らせ』でご確認ください。